

安全だより

無事故・無災害を目指して

☆安全対策重点項目

- 【6月】 作業服・靴などは、作業にあったものを使用する。
- 【7月】 水分補給は小まめにし、熱中症対策用品を着用する。
全国労働衛生週間でもあり、安全対策について総合的な取り組みをする。

2024年度(令和6年度)第1号

発行日：2024年(令和6年)5月29日
発行：福山市新湍町二丁目21番30号
公益社団法人福山市シルバー人材センター
安全委員会
TEL (084) 953-5222
FAX (084) 953-5233

●事故発生状況 (2024年度)

◎賠償事故

①	4月16日(草刈作業) 止水栓破損	賠償額 23,100円
	自走式刈払機を用いて除草作業中に、雑草に隠れていた止水栓カバー(鋳物製)上を通過した際、当該カバーに刈刃が接触し破損させた。	
②	4月17日(草刈作業) 塩ビパイプ及び電気ケーブル破損	賠償額 未定
	刈払機による除草作業を行っていたところ、雑草に隠れていた塩ビパイプと電気ケーブルに刃を接触させ、破損させたもの。	
③	5月10日(草刈作業) 飛石・自動車ガラス破損	賠償額 未定
	自走式刈払機を使用して河川敷の草刈をしていたところ、河川敷土手を走行していた乗用車に対し小石等を飛散させ、助手席のガラスを破損させたもの。	

◎車両事故

①	4月16日 左折時接触	修理額 未定
	軽バンで表具の引取に向かった際、狭い橋に入ろうと左折した時、欄干に左後ステップを接触。	
②	5月21日 飛石・自動車ガラス破損	修理額 未定
	シルバー公用車トラックで巡回しながらの草刈作業時に、駐車したトラックの傍で刈払機を用いたため飛石し、フロントガラスを傷つけたもの。	

今年度に入り、早くも3件の賠償事故と2件の車両事故が発生しました。なかでも草刈作業中の事故が車両事故を含めて4件も発生しています。

限られた納期で、雑草に覆われた厳しい環境の中で作業されていることは理解しています。しかし、飛散防止ネットの設置や現場の確認など、事故防止対策が尽くされていたかは……。



「刈払機を使えば必ず飛石は発生する」
「雑草の下には電線や配管などが隠れている」



という共通認識を持ち対策すれば、ほとんどが防げる事故です。

事故の対象物、賠償額の大小は選択することはできません。場合によっては高額になったり、人を傷つけたりと、取り返しのつかない事故も発生します。使用する機械の特性を知り、会員さん同士の連携を取りながら、事前の現場確認や必要に応じた飛石防止策を講じて、事故ゼロを目指しましょう。

◎傷害事故

今年度、傷害事故は発生していません。これから暑くなり、体力の消耗による注意力低下で思わぬ事故が発生しやすい季節です。十分に休養をとり、水分を取るなど熱中症予防に留意しながら、無理をしない就業で、皆さんの安全を守りましょう。

刈払機の特性を知りましょう。

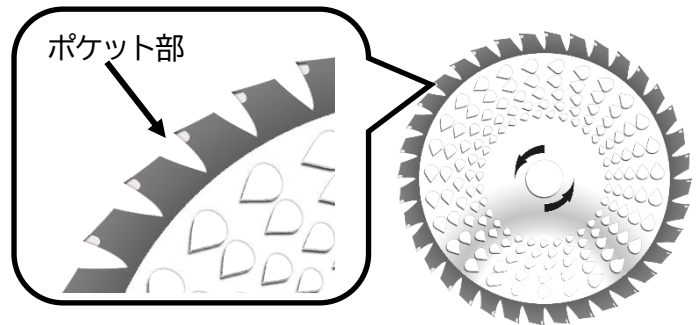
当センターでは主に金属製の刃（チップソー）を使用していますが、基本特性を知れば飛石による事故は抑制できます。

○小石などが飛散する仕組み

飛石の多くはチップソーのポケット部に小石が入り込み、回転力を得て発生します。

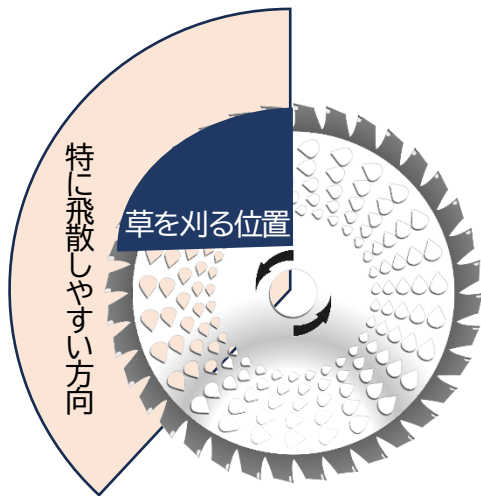
※切れ味が悪くなったチップソーを使用すると刈払機を高速回転させがちになり、小石などが飛散しやすくなります。

※刃数が少ないほどポケット部が大きくなり、小石が入り込みやすく、飛散しやすくなります。



○どのような場合、飛散するのか

地面に刈刃が接触した場合。特に疲れなどで刈払機を平行に保てず斜めに地面と接触した場合は勢いよく飛散します。



○小石などの飛散方向

刈払機は反時計回りに動き、360度すべてに飛散します。特に草刈機の左側120度ほどの範囲に、勢いよく飛散します。（これは、草を刈る位置が最も地面に接触しやすい為です。）

○飛散する距離

一般的に十数メートル飛散すると言われていますが、条件次第で、6.7.8メートル飛散した実験報告もあります。（2017年7月20日 消費者庁発表）

刈払機を使用すれば、小石などが飛散することは避けられません。しかし、切れ味の良いチップソーを利用し回転速度を落とす、環境に応じて作業方向を変える、危険個所では養生ネットを使用するなど、工夫次第で賠償事故は減らすことができます。

熱中症に注意しましょう。

6月に入ると、気温と湿度が上昇し、屋外屋内問わず熱中症の危険が高まります。

特に高齢者は暑さやのどの渇きを感じにくく、熱を発散する機能が低下することから、危険度が高いとされています。帽子の着用や通気性の良い服装で熱を発散し、のどの渇きを感じなくても、こまめに水分補給するように心がけましょう。



当センターでは、就業中の熱中症が原因で通院・加療を受けた場合の熱中症見舞金制度に加入していますので、該当する場合事務局までお問い合わせください。

本部事務所 084-953-5222

北部事務所 084-963-9556